

納税義務者への周知に対する問合せ結果について

(概要)

平成30年12月14日付けで、固定資産税の納税義務者に対し、固定資産税超過課税の継続に関する周知文書を送付したものであるが、その後の電話等による問合せ状況について取りまとめたため、報告するもの。

(問合せ件数)

	内 容	問合せ	苦情	合計
1	超過課税に関する事	8	14	22
2	課税内容に関する事	10	0	10
	計	18	14	32

※ 平成30年12月17日以降の企画課・税務課への問合せ件数を集計した。なお、日直への問合せはなかったもの。

(問合せ結果)

- 平成27年12月期の超過課税導入時における周知への問合せ件数（45件）に対して、3割減の問合せ件数となった。
- 問合せの内容としては、平成31年度の税額が増減するかを確認する内容のほか、記載を簡潔にしてほしいとの意見が多かった。
- 苦情の内容としては、3年間で超過課税が終了すると思っていたが継続する旨の文書を受け、町の取組みに対して意見を述べる内容が複数見られた。
- 歳出削減や歳入増の取組みを求める意見のほか、議員定数や給与に係わる意見等も見られた。

納税者各位

固定資産税超過課税の継続について

歳末の候、皆さまにおかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は町政の推進にあたり、ご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、当町ではこの度、12月議会において平成31年度から35年度の5年間については、固定資産税超過課税の現行税率1.58%での継続、また、超過課税は当分の間実施することとし、5年毎に施行状況を検討したうえで、所要の措置を講ずるという町税条例の一部改正案について、原案のとおり議決されました。

当町は日本有数の観光地であるために税金は多いものの観光に関わる支出が多く、長引く地価下落等の影響によって歳入が大幅に減少したことから、平成15年度を財政再建元年と位置付けて以降、「入りを量って出づるを制する」という考え方により、行政改革・財政改革に取り組むとともに財政調整基金の取り崩しや臨時財政対策債、退職手当債の発行など、やり繰りをしながら行財政運営を行ってきました。

しかしながら、その後も右肩下がりで町税の減収が続くなか、財政状況がより一層厳しくなったため、平成28年度から固定資産税超過課税の実施を決断したものであります。

それから3年目となり、この間、改めてゼロベースで様々な検討を行ってきましたが、固定資産税を中心とする財政構造は大きく変革することは考えられないなかで、今後、本格化する人口減少・高齢化や公共施設の更新問題への対応、観光客受入環境の充実など、当町の将来を左右する行政課題に適切に対応していくためには、今後は、「出づるを量って入りを制する」という考え方への転換が必要であり、それを踏まえ、今回は中期だけではなく長期を見据えた検討を行ってきたものであります。

これは、ひとえに住民福祉の向上という目標に向けて、町民や事業者の皆さまが安心して日々を過ごし、働ける町、観光客の皆さまにはさらに箱根を楽しみ、来て良かったと言ってもらえる観光地とするために、どのような行財政運営を行っていく必要があるか、その実施にはどの程度のご負担が必要なのか、将来を見据えて考える必要があるとの認識によるものであり、これから日本全体が大きな転換期を迎えるなか、当町の行政を担う我々の責務であると考えております。

何卒、事情をご賢察の上、特別のご配慮をもってご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年12月

箱根町長

山口昇士

固定資産税超過課税の継続について

平成30年12月 箱根町

固定資産税は、毎年1月1日現在に土地、家屋、償却資産を所有している人に対して課される税で、当町では税収の約7割を占める非常に重要な財源となっています。

平成28年度から30年度まで、財源確保策として固定資産税の超過課税を実施（標準税率1.40%を1.58%に引き上げ）させていただいていますが、今後の財政見通しを踏まえ、町議会に町税条例の一部改正を提案した結果、次のとおり議決されましたので、その内容をお知らせします。

【町税条例の一部改正内容】

- ① 平成31年度から35年度までの5年間、現行と同税率の1.58%で税額を算定します。
- ② 超過課税はその後「当分の間」実施することとしますが、5年ごとに施行の状況を検討したうえで、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとします。

固定資産税は3年毎に評価を見直し、地価の変動や家屋の減価を評価額等に反映させます（直近では、30年度に実施）。個別事例を用いて、戸建住宅及び店舗併用住宅の27年度税額（超過課税実施前）、28年度税額（超過課税導入時）と31年度税額見込の比較を例示しましたので、参考としてください。

【戸建住宅】

課税客体（例）		H31税額見込(1.58%)	H28税額(1.58%)	H27税額(1.40%)
土地 住宅用地、228㎡[約69坪]		9,100円	10,800円	9,900円
家屋 木造築12年、88㎡[約27坪]		71,700円	77,500円	68,700円
合 計	(差額)	80,800円 (+2,200円)	88,300円 (+9,700円)	78,600円 (-)
	(割合)	(+2.8%)	(+12.3%)	(-)

【店舗併用住宅】

課税客体（例）		H31税額見込(1.58%)	H28税額(1.58%)	H27税額(1.40%)
土地 店舗併用住宅用地、470㎡[約142坪]		85,100円	82,800円	69,600円
家屋 木造築18年、270㎡[約82坪]		163,400円	181,800円	161,100円
合 計	(差額)	248,500円 (+17,800円)	264,600円 (+33,900円)	230,700円 (-)
	(割合)	(+7.7%)	(+14.7%)	(-)

※合計欄の「(差額)と(割合)」は、H27税額とH31、H28税額を比較した差額と割合を示しています。

【平成 31 年度納税通知書（見本）】

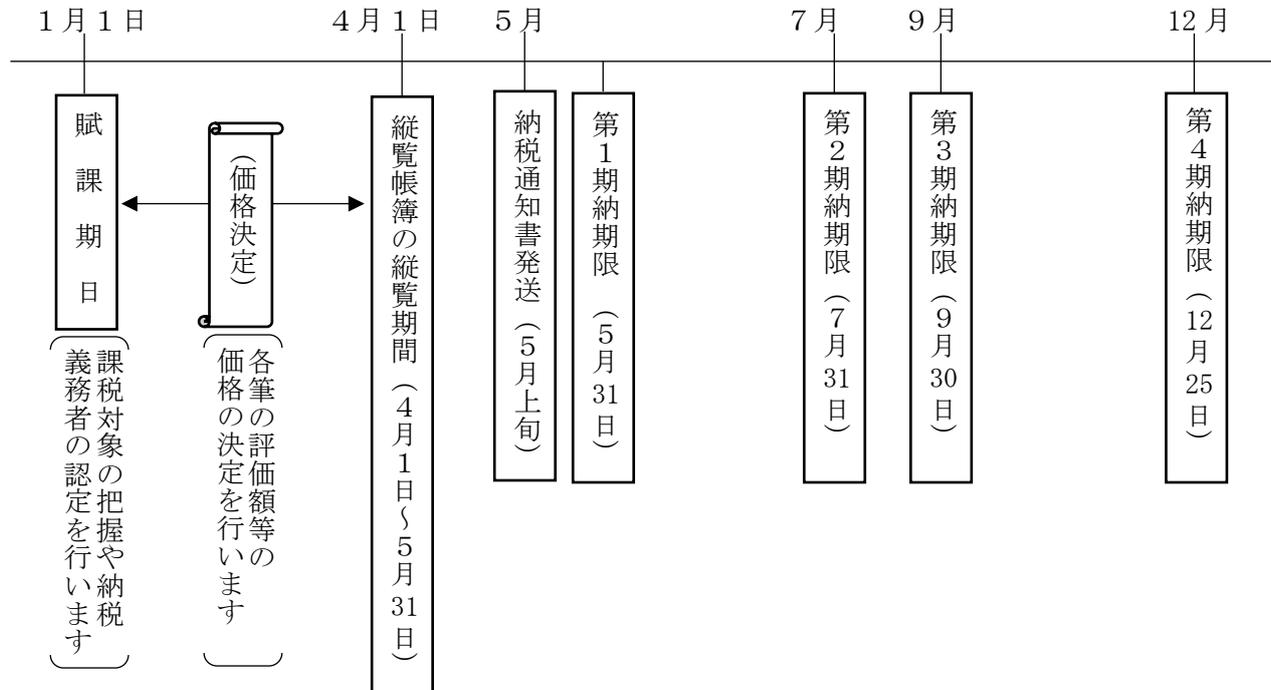
平成 31 年度の固定資産税納税通知書は、例年どおり 5 月上旬に発送する予定です。お手元に納税通知書が届きましたら、2 枚目の「算出明細書」で税額をご確認ください。

なお、平成 31 年度から固定資産税納税通知書の様式が変更となります。次の新様式の見本を参考に、ご確認いただくようお願いします。

【 見 本 】						
固定資産税 算出明細書						
課税標準額	区 分	土 地 (円)	家 屋 (円)	償 却 資 産 (円)	合 計 (円)	※1,000円未満切り捨て
	区分所有分	577,958	4,538,888		5,116,000	
	個人分					
税 額	税 率	算 出 税 額	軽 減 税 額	差 引 税 額	年 税 額	※100円未満切り捨て
	100分の1.58	80,800 円	円	80,800 円	円	
					80,800	
区分所有の持分税額	税 率	算 出 税 額	年税額 (共有分)		その年度に納めていただく税額です	※100円未満切り捨て
	100分の1.58	円	円			
税額計算の基礎となり各資産の評価額をもとに算出されます						
箱根 太郎 外1名		様	通知書番号 XXXXXXXXX	所有者コード YYYYYYYYY		

(注) 見本は校正中のものとなりますので、実際の納税通知書とは若干異なる可能性があります。

【平成 31 年度のスケジュール】



【問い合わせ先】

税務課 (税に関すること)
企画課 (財源確保策に関すること)

<電話>

0460-85-7750
0460-85-9560

固定資産税超過課税の継続に関する Q & A

固定資産税超過課税の継続について質問と回答の形にまとめましたので、ご覧ください。
なお、補足説明編として、4 ページ以降に「町の財政状況」と「行財政改革の取組み」とともに、「中長期財政見通し」と「財源不足に対する町の考え方」をまとめていますので、あわせてご覧ください。

問 1. 超過課税とは、一般的にどのようなものですか？

答 1. 超過課税は、地方税法で標準税率※1 が定められている税目について「財政上その他の必要がある場合に」議会の審議を経たうえで、標準税率を超えた税率で課税することです。

※1 標準税率とは、地方公共団体が課税する場合に通常用いる税率のことで、町県民税や固定資産税は標準税率が定められています。(固定資産税の標準税率は 1.4%)

問 2. なぜ、超過課税を継続するのですか？

答 2. 前回（平成 27 年度）、町では当初、平成 28 年度から 33 年度までの 6 年間、固定資産税の税率を 1.4% から 1.68% に引き上げることに係る町税条例の一部改正条例を上程し、議会における審議の結果、平成 28 年度から 30 年度までの 3 年間、税率を 1.58% とする内容でお認めいただきました。

この際、議会からは、行財政改革の推進に加え、各税目の再検討と財政再建と持続的な発展について町民や事業者を含めて議論する場の設置について提案がありました。

その後、「行財政運営を考える町民会議」や「行財政改革有識者会議」などを設置し、改めて検討を行ってきた結果、固定資産税超過課税（以下、「超過課税」という。）は、平成 31 年度から 35 年度の 5 年間（以下、「中期」という。）、現行税率の 1.58% を継続しつつ、当分の間、実施することとし、5 年毎に見直す形としたものです。

問 3. この 3 年間、どのような検討を行ってきたのですか。

答 3. 議会などの意見を踏まえ、平成 28 年 7 月に幅広い分野の町民や事業者の方から行財政運営に対する意見を伺うことを目的として、「行財政運営を考える町民会議」を設置し、平成 29 年 11 月まで計 9 回の会議を開催した結果、委員の強い意向により、提言書を作成しました。

提言書では、町民会議の設置の発端でもある超過課税の扱いにも触れられており、超過課税の導入に対しては、やむを得ない部分があったという評価とともに、今後についても、単に継続を否定するのではなく町の実情を踏まえ、財政構造の問題とあわせて扱いを検討すべきという提案をいただきました。

また、平成 29 年 7 月には、これまで本町の行財政改革の取組みに深く係わり、過去の経緯や現在の状況を熟知している大学教授等を構成員とする行財政改革有識者会議を設置しました。この会議では、町が作成した平成 39 年度までの中長期財政見通しを基礎資料とし、行財政運営を考える町民会議の提言書の内容等も参考にしつつ、平成 27, 28 年度の行財政改革アクションプランの取組状況の検証及びプランの見直し、各税目の実施可能性に対し専門的見地から意見をいただきました。

その上で、平成 31 年度以降の財源確保策について、多角的な視点により検討を重ねた結果、中期は、固定資産税の現行税率 1.58%の継続が妥当であることに加え、長期的に財源不足が拡大するという財政見通しを勘案すると、平成 36 年度以降も超過課税を継続することはやむを得ないという提言を平成 30 年 5 月にいただきました。

また、この際、超過課税の期間は、全国的にみて期間を設けない場合が大半であり、設ける場合でも 5 年とする場合が多いこと。さらに、2020 東京オリンピック・パラリンピック後の経済状況の動向を見極める必要性や行財政改革アクションプランの実施状況、長期的な財源確保のあり方を検討するための時間を確保するという点からも、5 年という期間は必要であるという意見もいただきました。

問 4. 超過課税の継続は、どのように決定したのですか？

答 4. 「行財政改革有識者会議」や「行財政運営を考える町民会議」の提言を踏まえ、町としては、超過課税という財源確保策は、中期の 5 年間のみならず、当分の間、実施を担保し、税率は、中期の 5 年間は、現行税率の 1.58%を継続しつつ、一定期間毎に見直す形を決定したものです。

その後、平成 30 年 9 月議会において町税条例の一部改正案を提案し、議会では、行財政改革調査特別委員会に付託して審議を行いました。なお継続して審議を行う必要があると判断し、閉会中の継続審査となり、慎重な審議を行った結果、平成 30 年 12 月議会において、原案のとおり可決されたものです。

問 5. 前は、期間を 3 年間としていましたが、今回は期間を定めないのでした。

答 5. 中長期の財政見通しを作成した結果、行財政改革を推進しても中期は 5 億円、長期（平成 36～39 年度の 4 年間）は、8.8 億円もの財源不足が生じ、中長期的に財源不足が生じることが明らかとなりました。

さらに、今回、各税目の実施可能性を検討しましたが、固定資産税以外は、一定規模の財源確保が見込めないなか、他の観光地所在市町の課税状況を調査した結果、他市町では都市計画税や法定外税など標準税率に加えて何らかの課税をしており、比較すると本町の税負担は高いとはいえないことも分かりました。

これらを踏まえ、固定資産税を中心とする本町の財政構造が大きく変わらないなかで、中期だけでなく長期的な財源確保策も含めて条例案を検討した結果、超過課税という財源確保策は、期間を限定せずに、その後も継続が必要であるということを確認するために、期間を「当分の間」と定めましたが、同時に 5 年毎に見直しを行う検討規定を設けることで、一定期間毎に見直しを義務付けたものです。

●観光地所在市町の課税状況

市町名	法人税		固定資産税 (超過税率)	都市計画税	入湯税	法定外税	財政力指数 (H28,3カ年平均)
	均等割	法人税割					
箱根町	標準	標準	(0.18/100)	-	宿泊150円・日帰り50円	-	1.41
鎌倉市	標準	制限	標準	0.30/100	-	-	1.06
湯河原町	標準	標準	標準	0.25/100	宿泊150円・日帰り100円	-	0.72
函館市	制限	制限	標準	0.30/100	宿泊150円・長期療養等70円	-	0.46
草津町	制限	制限	標準	0.20/100	【注1】	-	0.76
日光市	制限	制限	標準	0.20/100	宿泊150円・日帰り50円	-	0.62
金沢市	標準	制限	標準	0.30/100	宿泊150円・日帰り100円	H31.4宿泊税 実施予定	0.83
軽井沢町	標準	標準	標準	0.20/100	宿泊150円・日帰り50円	-	1.52
高山市	標準	標準	標準	0.30/100	150円/1人・1日	-	0.52
熱海市	標準	標準	標準	0.30/100	150円/1人・1日	別荘等所有税	0.92
伊東市	標準	標準	標準	0.30/100	150円/1人・1日	-	0.76
京都市	標準	11.9%	標準	0.30/100	宿泊150円・日帰り100円	H30.10 宿泊税実施	0.81
出雲市 【注2】	制限	制限	(0.10/100)	0.075/100	150円/1人・1日	-	0.52
別府市	標準	制限	標準	0.25/100	【注3】	-	0.57

出典：各市町ホームページ・総務省決算カード

【注】法人税及び固定資産税欄の「標準」は標準税率、「制限」は、制限税率を示している。それ以外の税率を採用している場合は、個別の税率を表示。

(均等割の制限税率…標準税率の1.2倍、法人税割…標準税率9.7%・制限税率12.1%)

(草津町)注1 宿泊料金 6000円超…150円、6000円以下…100円、修学旅行の高校生…50円、日帰り・休憩…50円

(出雲市)注2 都市計画税は、旧出雲市の用途地域内のみに課税している。

(別府市)注3 平成31年4月に入湯税の超過課税を実施予定。 宿泊料金又は飲食料金 50,001円超…500円、6001～50,000円…250円【超過課税】
4501～6,000円…150円、2001～4500円…100円、2000円以下…50円、娯楽施設を有する鉱泉浴場…50円

問6. なぜ、5年毎の見直しを規定したのですか。

答6. 検討規定は、法律でもよく規定されていますが、その趣旨としては、法律や条例の制定時に積み残した課題や将来の状況の変化に対し、立法措置も含め適切な対応をとることを確保するために設けられるものです。

今回、中長期財政見通しを策定した結果、長期的に財源不足の拡大が見込まれる中で、一定規模の財源を安定的に確保できるのは、超過課税のみであると考え行財政改革有識者会議でも議論していただきましたが、財源不足の規模が大きいことを考えると、平成36年度以降も超過課税の継続はやむを得ないという判断を頂いたものです。

しかしながら、長期に向けては、宿泊税などの新たな財源確保策の検討や、行財政改革アクションプランの取組効果などにより財源不足額を減らせる要因もある一方、2020 東京オリンピック・パラリンピック後の景気動向、ゴルフ場利用税やふるさと納税など制度自体が見直される可能性もあることから、逆に大幅な減収となってしまう可能性もあります。

このような中、財源不足の規模が大きいため超過課税という手段は、当分の間継続しつつも、税率については、その時々状況を踏まえて見直ししていく必要があると考え、検討規定を設けたものです。

固定資産税超過課税の継続に関するQ&A【補足説明編】

質 問 の 区 分	ページ
1 財政状況について・・・・・・・・・・・・・・・・（問①～⑤）	4～8
2 行財政改革の取組みについて・・・・・・・・（問⑥～⑦）	8～9
3 中長期財政見通しと財源不足額について・・・・・・・・（問⑧～⑨）	10～11
4 財源不足額に対する町の考え方について・・・・・・・・（問⑩～⑫）	11～12

1 財政状況について

問①. 箱根町は裕福ではないのですか？

答①. 本町は、財政力指数※2が1.4を超え、国から普通交付税が交付されない団体（不交付団体）であり、平成30年度は、全国1,718団体中77団体しかありません。また、本町は、昭和33年度以降の60年間、一度も普通交付税の交付を受けていないことから、一般的には財政的に豊かな団体であると分類されます。

この要因は、国内外から多くの観光客を迎える国際観光地であり、固定資産税や入湯税による豊かな税収によるものですが、一方で、約1.1万人の町民で年間約2,000万人の観光客を受入れるために、歳入が大幅に減少する中でも多大な支出を行っており、実際には財政的に非常に厳しい状況に置かれています。

普通交付税の算定では、国が定めた一定のサービスを行うための収入・支出を人口や面積など全国一律の基準により算定し収入が不足する場合に交付されるもので、本町の場合、ごみ処理、消防救急、観光施策など観光客を受入れるための経費が対象外となるため、実際の財政状況とは異なるものです。

※2 財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、普通交付税算定における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいいます。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体となり、1を超える団体は、普通交付税が交付されません。

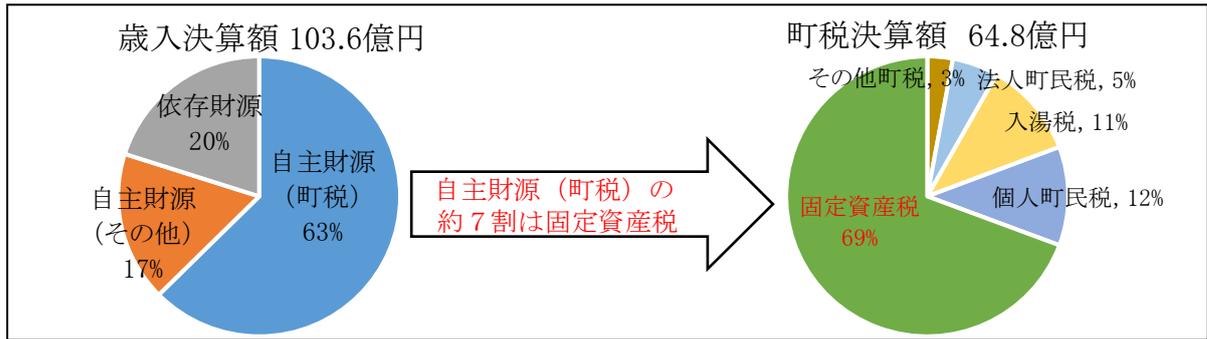
問②. 箱根町の歳入の特徴は、何ですか？

答②. 本町の歳入は、町税が約7割を占めており、町税のうち約7割を固定資産税が占めていることが最大の特徴です。この他、入湯税は、約7億円で昭和61年以降、入湯客数が全国1位であり、入湯税収入もトップを維持しています。

このように、歳入に占める町税の割合が高く、自主財源※3の割合が80%と高いことが、財政的に豊かと言われるもう1つの理由となります。

※3 自主財源とは、市町村が自らの権能に基づいて自主的に収入できる財源で町税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入からなります。

●平成 29 年度 歳入及び町税決算額の内訳



問③. 箱根町の歳出の特徴は、何ですか？

答③. 本町の歳出は、年間約 2,000 万人の観光客を受入れるため、清掃費（ごみ処理）、観光費（観光施策等）、下水道費（下水道）、消防費（消防救急）などで、多くの経費を要しています。また、本町は山岳地形で集落が点在していることから、出張所や教育施設を分散配置しており、このため多くの費用を要しています。

●主な観光関係の支出（平成 28 年度決算）

区分	箱根町	同規模団体平均	差	同規模団体との差の主な要因
清掃費	7.3億円	3.7億円	3.6億円	人口5万人規模の市町村と同等のごみ処理施設を運営
観光費	3.7億円	1.4億円	2.3億円	ブランド力の向上など観光振興や観光客受入態勢の維持・充実のため
下水道費	3.3億円	1.4億円	1.9億円	地形条件及び観光客を加味した施設規模を保有しているため
消防費	8.4億円	3.5億円	4.9億円	集落が点在する中、町民、観光客等に必要な消防力・救急体制を確保するため

【注】観光関係の支出が多い科目について、人口・面積が同規模の一般的な市町村の決算額(28年度決算一般財源ベース)と比較
 人口、面積の同規模団体…福井県永平寺町（19,883人・94.43k㎡）、静岡県東伊豆町（12,624人・77.81k㎡）
 和歌山県紀美野町（9,206人・128.34k㎡）、和歌山県串本町（16,558人・135.67k㎡）
 ※箱根町（11,786人・92.86k㎡）

●本町の特徴的な事務事業

区分	事務事業	事務事業の内容	H30予算額
コミュニティ	出張所の4箇所配置〔注1〕	4箇所以上の配置は全国町村927団体のうち42団体のみ〔注2〕	0.9億円
福祉子育て	小児医療費の助成	通院・入院時の中学校3年生までの医療費自己負担額の助成は県内最高水準	0.2億円
保健衛生	ごみの収集	カン週1回（湯河原町2週間に1回）、燃えるごみ週3回など	2.1億円
観光	観光街路灯への補助LED化の推進	町内の街路灯3,205基の電気料及び修繕料に対する補助。街路灯のLED化の推進。	0.4億円
都市基盤整備	下水道への支援	下水道事業の運営費に対する繰出金（一般会計負担額）	3.2億円
消防救急	消防署所の4箇所配置	全国町村の単独消防51本部のうち3本部のみ（全国732消防本部）〔注3〕	8.2億円
	救急車の5台配備〔注1〕（予備1台）	平成29年 年間搬送数 2,053件（居住者713件・観光客1,009件・その他331件）	1.1億円
教育	小・中・高校生への通学支援	スクールバス運行、小学生・中学生・高校生への通学費補助	0.8億円

【注】 1 出張所・救急車の予算額は、運営経費と人件費（職員数×平均人件費）の合計額を記載している
 2 平成 28 年度公共施設状況調査結果による。
 3 平成 29 年度版消防現勢による。（平成 29 年 4 月 1 日現在）

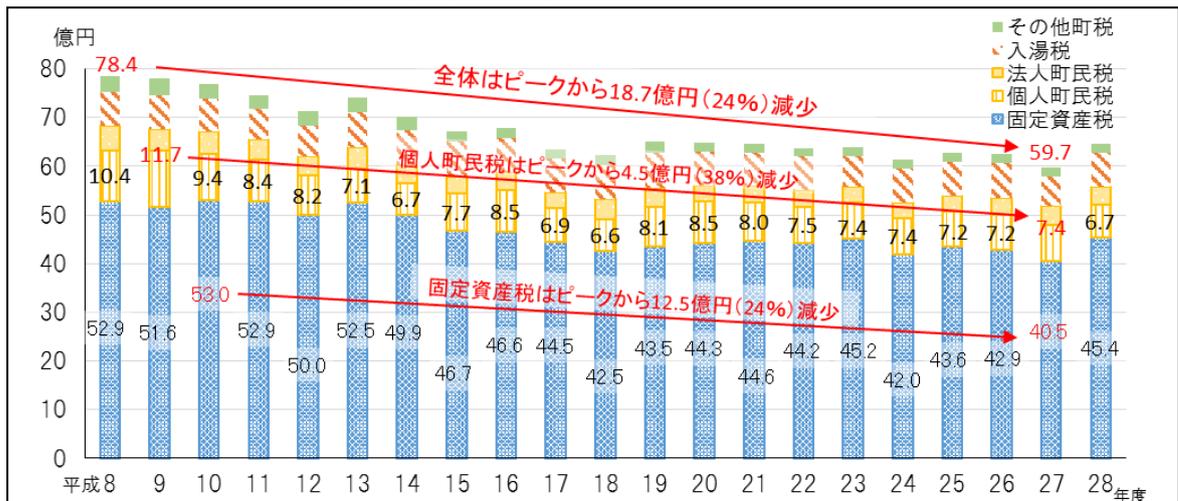
問④. 箱根町の財政が厳しい理由は、何ですか？

答④. 本町の財政状況が危機的な状況に陥った要因は、主に次の4つが挙げられます。

ア. 町税収入の減少

長期にわたる景気低迷等に伴い、町の自主財源の7割を占める町税収入は平成8年度の78.4億円をピークに、平成27年度には59.7億円と15.8億円もの減収となっています。減収額のうち固定資産税が12.5億円、個人町民税が4.5億円と9割以上を占めています。

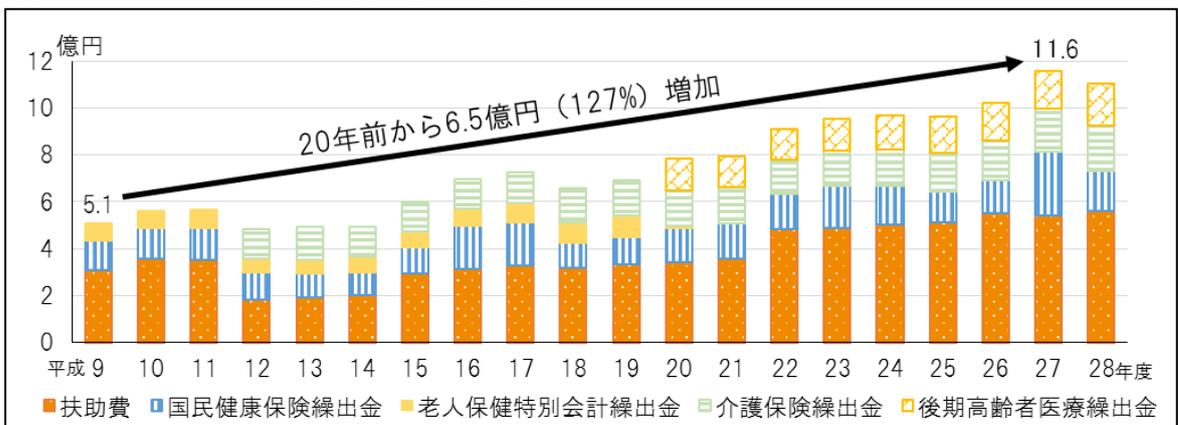
●過去約20年間の主な町税決算額の推移



イ. 社会保障関係費の増大

全国的に障がい者福祉費や子育て施策の推進などにより増加傾向にあり、国と地方問わず、社会保障給付の伸びが財政上の課題とされています。特に医療の高度化や高齢者の増加に伴い、医療や介護の費用増加に比例して、町の法定負担分である繰出金は増加しています。

●過去20年間の社会保障関係費の推移



ウ. サービス水準の向上・維持のための経費の増大

本町はこれまで、子育て支援や教育など町民ニーズに応じた施設整備事業や、町民サービス水準の向上や維持のために新たな事業にも取り組み、現在も継続して実施しています。

このような本町が独自に実施するサービス以外にも、介護保険制度や後期高齢者医療制度などの新たな社会保険制度の導入や、地方分権改革の進展、さらに、人口減少対策や災害への備え、公共施設の老朽化など町が行うべき事務量が増大しており、このことは事務費と共に人件費の大幅な削減ができない要因となっています。

エ. 基金（貯金）の枯渇

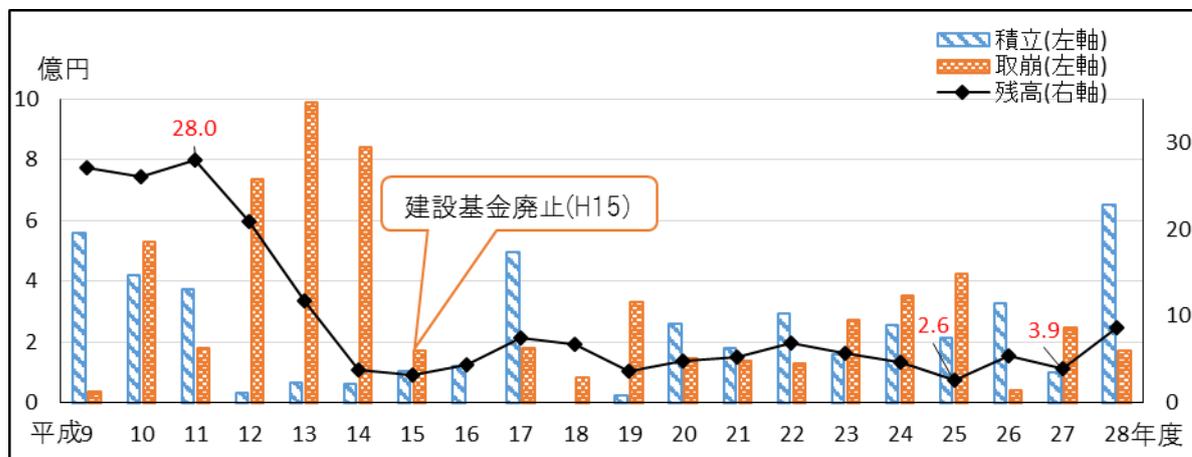
財政調整基金は、災害や経済事情の変動等によって財源が著しく不足する場合などに取崩すことによって年度間の財源を調整し、長期的視点から財政の健全な運営を図ることを目的としていますが、平成11年度の28億円から平成27年度には3.9億円と約7分の1に減少しました。

これは、町税の落ち込みや除排雪経費をはじめとする緊急的な対応のために、その都度基金を取り崩して財政運営を行ってきたためですが、特に平成23年度以降は、財源不足を補うために積立額以上の取崩しを行ったため基金残高が年々減少し、ほぼ底をついた状態となりました。

平成28年度は、行財政改革アクションプランでの積立目標である当初予算での5,000万円の積立での実施に加え、ふるさと納税寄付分などを積立てたことにより、8.7億円まで残高が回復しています。

しかしながら、本町では、平成27年度の大涌谷火山活発化を踏まえた災害への備えや、今後の公共施設の老朽化を踏まえた大規模事業の実施に対する財政負担軽減・将来世代への過度な負担の抑制を図るために、引き続き残高確保を図っていく必要があります。

●過去20年間の財政調整基金・建設基金の積立・取崩と残高の推移



問⑤. 国からの支援を受けられないのですか？

答⑤. 普通交付税については、実際の収入・支出と全国一律の基準に基づき算定した額が大幅に異なることから、現行制度上は収入が現状よりも10億円以上減らないと交付を受けることはできません。

また、国や県の補助金も、財政力により補助率に格差が設けられる場合があり、これも、本町の財政が厳しい要因となっているため、以前から国や県に対し制度改善を要望しておりますが、全国的にも極めて特殊な町であるため、本町の現状を反映した制度の改善は難しい状況です。

2 行財政改革の取組みについて

問⑥. 固定資産税超過課税の実施以降、どのような取組みを行ったのですか？

答⑥. 経常的経費や事業費の毎年度の見直しのほか、約20年間で100名以上の職員を削減するなど、人件費をはじめとした歳出削減に取り組んできましたが、現行のサービス水準を維持する中での大幅な削減は、難しい状況にあります。

そのような状況を踏まえ、聖域としてきた消防職員の削減など、これまでの行政改革の取組み以上の内容とした行財政改革アクションプランを策定し、さらなる歳入確保・歳出削減に取り組みました。

●行財政改革アクションプランの効果額（平成27,28年度）

(単位：百万円)

区 分	平成27年度		平成28年度		合 計	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実 績
効果額 計	2	332	103	468	105	800

【平成27年度】

平成27年度の取組みによる効果額は3億3,222万円となり、平成27年度効果目標額204万円を大きく超えることができました。

この要因は、「ふるさと納税の促進」の2億9,378万円と「未利用土地の売却促進」の3,526万円による効果額が大きいことによります。

【平成28年度】

平成28年度の取組みによる効果額は4億6,819万円となり、平成28年度効果目標額1億325万円を大きく超えることができました。

この要因は、「ふるさと納税の促進」の3億1,753万円が大きく貢献していますが、これを除いても1億5,066万円と、目標額の1億325万円を超えることができました。主な効果額は、「消防職員の定数削減」の3,807万円、「レイクアリーナ箱根の運営見直し」の934万円、「入湯税納期内納付事務取扱交付金の廃止」の726万円、「ワーク・ライフ・バランスの推進（時間外勤務手当の削減）」の487万円などです。

問⑦. 行財政改革アクションプランの中間見直し後は、どのような取組みを行うのですか？

答⑦. 平成 27 年 9 月に策定したプラン（以下、「当初プラン」という。）では、これまでの未達成項目や引き続き改革すべき項目を集中して取り組むとともに、従前の計画以上の歳入確保・歳出削減を目標とし積極的に取り組んできました。

その後、平成 28 年度には、「箱根町行財政運営を考える町民会議」を設置し、町民・事業者自らが町の将来を考え提言書を取りまとめるとともに、平成 29 年度からは、「箱根町第 6 次総合計画」が新たにスタートするなど、本町を取り巻く状況は、大きく変化しているなか、当初プランは、策定時から第 6 次総合計画のスタートにあわせプランの見直しを計画に位置付けていたことから、当初プランを継承しつつ、プランの刷新を行い、より一層の行財政改革の推進を図ることとしました。

基本理念

持続可能な行財政運営の実現に向けた改革

基本方針1	将来に負担を先送りしない持続可能な財政構造への早期転換(量の改革)
重点項目	①健全な財政運営、②負担の適正化 ③自主財源の確保、④町有財産の適正管理
基本方針2	時代の変化に即応する行政サービスの提供(質の改革)
重点項目	⑤行政サービスの質の向上、⑥事務事業の見直し ⑦民間活力の活用、⑧公共施設のマネジメント
基本方針3	社会経済構造の変化に適応するまちづくり(活力ある社会の形成)
重点項目	⑨人口減少高齢化への対応、⑩災害への備え ⑪医療体制の整備、⑫子育て環境の充実
基本方針4	行政資源の有効活用を図るまちづくりに向けた意識改革と実践(意識の改革)
重点項目	⑬協働のまちづくり、⑭積極的な情報発信と情報共有 ⑮行政組織の効率化、⑯自立型の人材育成

行財政改革アクションプランの 76 の推進項目の実施により見込まれる「財政健全化効果額」を「収支改善効果額」と「その他効果額」の 2 つに分けて、次のとおり年度別に集計しました。財政健全化効果額は、平成 29 年度から 34 年度までの 6 年間の合計で、約 13 億 200 万円を見込んでいます。

●行財政改革アクションプランの効果額

(単位: 百万円)

区 分	H29	H30	H31	H32	H33	H34	合 計
収支改善効果額 (A)	42	58	177	223	244	258	1,002
その他効果額 (B)	50	50	50	50	50	50	300
財政健全化効果額 [C = A + B]	92	108	227	273	294	308	1,302

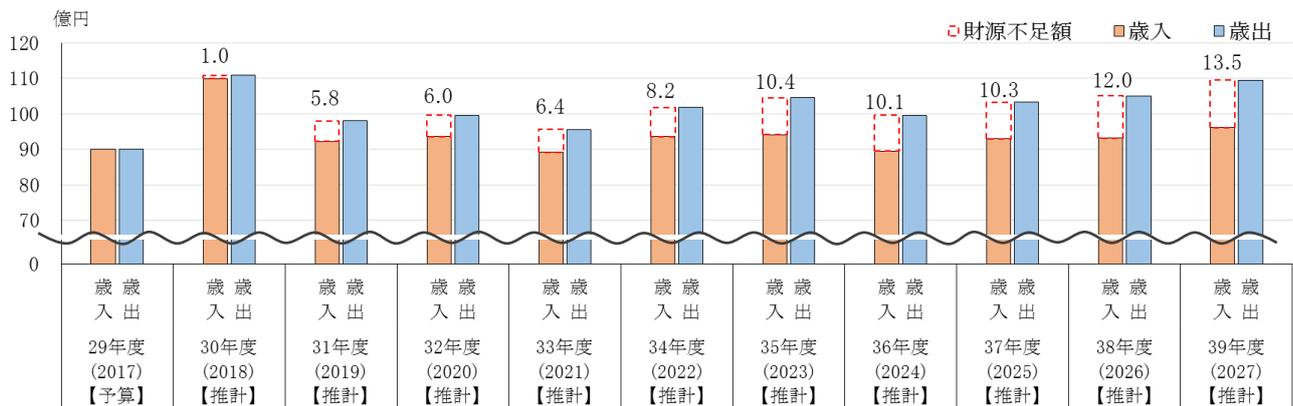
3 中長期財政見通しと財源不足額について

問⑧. 中長期財政見通しの内容は、どのようなものですか？

答⑧. これまで述べてきた厳しい状況においても、持続可能な行政サービスを推進するためには、将来を見据えた計画的な行財政運営が必要となります。

その基礎資料として平成29年度に策定した第6次総合計画なども踏まえて財政見通しを作成した結果、中期では約7.4億円/年、長期では約11.4億円/年もの歳入不足が見込まれ、極めて厳しい見通しとなっています。

●中長期財政見通し（平成30～39年度）



(単位：百万円)

区 分	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	見通し
歳入 計	10,991	9,220	9,358	8,921	9,361	9,408	8,952	9,299	9,319	9,607	↘↗↘
歳出 計	11,090	9,798	9,960	9,564	10,187	10,445	9,954	10,325	10,515	10,949	↘↗↘
歳入歳出差引額	-100	-578	-601	-643	-826	-1,037	-1,001	-1,027	-1,196	-1,342	↗

見通しの凡例	↘↗↘	増減あるが減少の見通し	↘↗↘	増減あるが増加の見通し	↗	ほぼ一貫して増加する見通し
--------	-----	-------------	-----	-------------	---	---------------

歳入の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の超過課税が平成30年度で終了し、町税全般に関しては、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う経済効果や徴収対策の強化により微増するものの、人口減少の傾向は変わらないため、平成33年度以降は横ばいから減少と見込んでいます。 公共施設の更新や新たに必要となる事業の建設地方債が増加傾向であり、歳入総額は毎年度平均約94億円で推移する見込みです。
歳出の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化の進展による社会保障関係費等の増加に伴い、特別会計への繰出金や福祉関係の扶助費が増加傾向となります。 投資的経費は、公共施設の更新などへの着実な対応を図る必要があることから、起債が充てられる部分は全て充当したうえで事業費総額が10億円を超える大規模改修等を毎年のように見込んでおり、歳出総額は毎年度平均約102億円で推移する見込みです。
その他の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 行財政改革等を行うことなく行財政運営を続けた場合、平成31～39年度においては毎年度約9億1,600万円前後の歳入不足となり、長期的に年々拡大するという極めて厳しい見通しとなっています。

問⑨. 財源不足額は、どのように計算したのですか？

答⑨. 中長期財政見通しにおいて、現行の超過課税の終了後である平成 31 年度以降の歳入歳出差引額は、平成 35 年度までの 5 年間の平均で約 7 億 3,700 万円となっています。同様に新プランの取組みによる収支改善効果額は、平成 31 年度から 35 年度までの平均で約 2 億 3,200 万円となっています。

この中長期財政見通しにおける歳入歳出差引額に、新プランの収支改善効果額を加味した財源不足額を算出したところ、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間の平均で約 5 億 500 万円の不足が見込まれています。

新プランの実施により約 2 億 3,200 万円の財源不足の解消効果が見込まれますが、それを見込んで不足する額の規模が大きいため、今後も固定資産税超過課税のような何らかの財源確保策を実施しないと、現行の行政サービス水準を維持できない状況にあります。

さらに、中長期財政見通しでは、長期的にはさらに財源不足の拡大が見込まれているため、この 5 年間の対応のみならず、長期的な財源不足への対応策も検討する必要があります。

●今後の財源不足額の見通し

(単位：百万円)

項 目	H31 (2018)	H32 (2019)	H33 (2020)	H34 (2021)	H35 (2022)	平 均
中長期財政見通しの 歳入歳出差引額 ①	△ 578	△ 601	△ 643	△ 826	△ 1,037	△ 737
行財政改革アクションプラン 収支改善効果額 ②	177	223	244	258	258	232
財源不足額[③=①+②]	△ 401	△ 378	△ 399	△ 568	△ 779	△ 505

4 財源不足額に対する町の考え方について

問⑩. 財源確保策の検討は、どのように行ってきたのですか？

答⑩. 今後見込まれる財源不足額は年平均約 5 億円と規模が大きいため、各税目について改めて検討しました。

平成 27 年度に行った新財源確保策検討時の税目別評価結果をもとに、改めて『仮に課税するとしたら、どのような条件であれば可能か』という視点で具体的に実施が可能か詳細に検討しました。検討結果については、外部有識者が構成員である行財政改革有識者会議において、妥当性等について意見を伺ったものです。

●実施可能性の検討結果

	1)個人 町民税	2)法人 町民税	3)固定 資産税	4)入湯税	5)都市 計画税	6)別荘等 所有税	7)宿泊税
実施可能性	△	△	○	▲【注1】	×	×	▲【注2】

【凡例】 ○…実施可、△…実施可（条件有）、▲…現状では実施困難、×実施困難

注1 入湯税は、35 年度過充当の恐れがあり現状で実施困難。

注2 宿泊税は 3 年程度の検討期間が必要。

問⑪. 中期の財源確保策は、どのように考えたのですか？

答⑪. 今回行った各税目の導入可能性の検討結果をもとに、中期の財源不足額約 5 億円／年を確保するために考えられる手法として 3 つの案を検討した結果、「単独税目案（固定資産税超過課税の継続）」が最も望ましいと考えました。

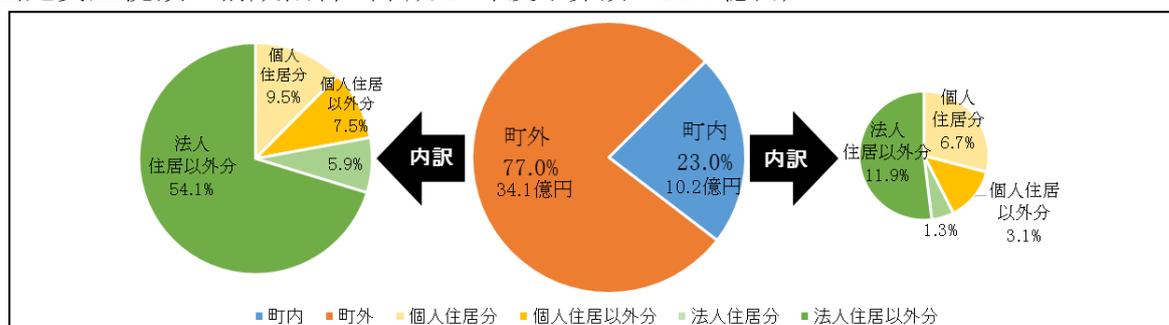
●財源確保策 3 案

財源確保策	実施手法
単独税目案	固定資産税超過課税の実施（継続）
複数税目案①	固定資産税と町民税（個人と法人）超過課税の実施
複数税目案②	固定資産税と町民税（法人）超過課税の実施

（理由）

- ・財源確保の必要性は、前回と同様に町税の著しい減少ですが、現行のサービス水準を維持する中で多くの経費を要しているのは、ごみ処理、消防、下水道、観光施策や観光施設など観光関係の支出となります。
- ・また、山岳地形等を要因とする 4 出張所の配置や小中高生への通学支援など住民向けの支出もあり、町内外の幅広い方から負担を求めることが適切と考えられます。
- ・固定資産税であれば、町内者と町外者の割合が納税義務者では 3 : 7、さらに税額では 2 : 8 であり、町内外の幅広い方から負担を求めることができます。
- ・補てん財源の安定性や規模などを総合的に考えると、引き続き固定資産税の超過課税を採用することが、最も望ましいと考えました。

●固定資産税額の構成割合（平成 29 年度予算額 44.3 億円）



問⑫. 長期の財源確保策は、どのように考えたのですか？

答⑫. 長期の財源不足額は、中期の 5 年平均 5 億 500 万円から 3 億 7,900 万円も拡大し 8 億 8,400 万円となる見込みの中で他の観光地所在市町の課税状況を見ると、都市計画税や法定外税など標準税率に加えて何らかの課税をしており、比較すると本町の税負担は高いとはいえないことから、固定資産税超過課税という財源確保策は、この 5 年間のみならず、当面の間、継続しつつ、長期の財源不足への対応として宿泊税の導入に向けた検討を進めていく必要があると考えています。

平成 31 年度以降の財源確保に向けた取組みに係る経過は、町ホームページで詳細を掲載しておりますのでご覧ください
「ホーム」→「行政情報」→「政策」→「財源確保に向けた取組み」→「平成 31 年度以降の財源確保に向けた取組み」
<http://www.town.hakone.kanagawa.jp/index.cfm/11,13716,56,208,html>

<問合せ先> 企画課特定政策係 0460-85-9560